

経営者のための



銀行交渉術

と

最新税務情報

第 82 号

令和元年 10月 10日(木)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪市城東区野江 4 丁目 1 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

■仕入税額控除の要件となる区分記載請求書等保存方式■

令和元年 10月 1日から令和 5年 9月 30 日までの課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として、区分記載請求書等保存方式（帳簿及び区分記載請求書等の保存）が導入されました。

区分記載請求書等には、これまでの記載事項に加え「軽減対象資産の譲渡等である旨」「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載が必要となります。飲食料品の仕入に係る請求書等だけでなく、福利厚生や手土産等の飲食料品の購入などでも記載事項が足りていない領収書等である場合には、購入側で追記して対応する必要があります。

また、帳簿には、これまでの記載事項に加え「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載が必要になりますが、従前と同様、3万円未満の取引であれば請求書等の保存は必要ありません。

軽減対象資産の譲渡等以外の取引であれば、上記はあまり気にすることもないと思われますが、例えば平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月までの年間保守料を一括請求されているようなケース（8%と 10%が混在）では、請求書等において税率ごとの区分記載がなければ区分記載請求書等とは認められないところで、請求書等によっては追記で対応することも考えられます。

平成31年 (2019年) 4月	9月	10月	令和2年 (2020年) 3月
旧税率 (8%)			新税率 (10%)

請求書

2019年4月〇日

株〇〇御中

△△株

ご請求金額 1,308,000円 (税込み)

2019年4月から2020年3月分 サーバー保守料として

件名	期間	単価	金額
サーバー保守	2019.4.1 ~ 2020.3.31	100,000	1,200,000
		小計	1,200,000
		消費税	108,000
		合計	1,308,000
			4~9月 648,000
			10~3月 660,000

※ 消費税は9月までは旧税率8%、10月以降は新税率10%にて計算しています。

▪ 9月までの対価の額と
▪ 10月以降の対価の額を
区分する必要があります。

(国税庁 消費税の軽減税率制度に関する Q&A 個別事例編 問 117)

システム対応の遅れなど、10月 1 日以降しばらくは請求書等の発行事業者ごとに、請求書等の内容にバラツキがあると思われます。仕入税額控除にあたり、請求書等の記載事項は足りているか、足りていない場合には追記など、クライアントの保存する請求書等ごとの確認、対応が必要と思われます。

会計システムへの仕訳入力、集計等にあたっては、標準税率と軽減税率のみならず、同じ 8% であっても経過措置と軽減税率の区分にも注意したいところです。

(出典 税務懇話会)